

軽米町  
避難勧告等の発令基準及び伝達マニュアル  
(土砂災害・水害)

暫定版

平成26年8月  
軽米町 総務課

本書は公表用につき、災害時の避難勧告等の発令にあたって町が  
助言を求める防災関係機関等は機関名のみを掲載しております。

# 目 次

1. 目的	1
2. 避難行動の考え方と発令される避難情報	1
2-1 避難行動（安全確保行動）の考え方とそれぞれの責務	1
2-2 避難勧告等を発令対象とする災害	1
2-3 避難情報の類型と住民に求める行動	2
2-4 発令における留意点	2
3. 土砂災害の避難勧告等	2
3-1 避難勧告の対象とする土砂災害	2
3-2 避難勧告等の対象とする地域	3
3-3 避難勧告等の対象となる建物・人	3
3-4 避難勧告等の発表単位	3
3-5 避難勧告等の発令を判断する基準	3
3-6 避難勧告等発令の判断基準	4
3-7 避難勧告等の解除の考え方	5
4. 水害の避難勧告等	5
4-1 避難勧告の対象とする水害	5
4-2 避難勧告等の対象とする地域	5
4-3 避難勧告等の対象となる建物・人	5
4-4 避難勧告等の発表単位	5
4-5 避難勧告等の発令を判断する情報	5
4-6 避難勧告等発令の判断基準	6
4-7 避難勧告等の解除の考え方	6
5. 避難勧告等の情報伝達	6
5-1 避難勧告等の伝達手段	6
5-2 要配慮者、避難支援関係者等への伝達	7
5-3 避難勧告等発令の報告	7
5-4 避難勧告等の伝達内容	7
5-4-1 土砂災害避難情報の伝達文例	7
5-4-2 水害避難情報の伝達文例	8

## 1. 目的

本書は、水害や土砂災害などの避難を要する災害が発生する恐れがある場合において、どのような地域の住民に対し、どのようなタイミングで避難勧告等を発令すべきか等の判断基準と避難情報の伝達方法を定めるとともに、住民自らの判断で「命を守る行動」が円滑に行われ、住民の身体・生命の安全を確保することを目的とする。

## 2. 避難行動の考え方と発令される避難情報

### 2-1 避難行動（安全確保行動）の考え方とそれぞれの責務

自然災害に対しては、各人自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市町村長には、災害が発生するおそれがある場合等において、特に必要と認める地域の居住者に対し避難勧告等を発令する権限が付与されているが、この避難勧告等には強制力はない。これは、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由からであり、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っていることを示している。

町は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こり得る災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令する。そして住民一人ひとりが適切に避難行動をとる判断ができるよう、居住地にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、日頃から周知徹底に努める責務がある。

一方住民は、災害の種別ごとに、自宅等が立退避難の必要な場所なのか、あるいは上階などへの移動で命の危険を脅かされる可能性がないのかなどについて、あらかじめ確認・認識しておき、町から避難準備情報が発令された段階で、具体的に避難するかどうかを考え、必要と判断する場合にはその準備を始め、避難勧告が発令されたときは、すみやかにあらかじめ決めておいた避難行動をとることが必要である。特に要配慮者やその支援にあたられる方々は、早めに避難行動をとる必要がある。

水害や土砂災害は、台風や前線による降雨により発生する場合がほとんどであり、災害発生リスクは、居住する地域によって、また災害の種別によってもまちまちであるため、日頃から自分が居住している地域の特性を踏まえ、気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要になるレベルに達する可能性があるかどうか注意を払うことが重要である。

### 2-2 避難勧告等の発令対象とする災害

避難勧告等の発令対象とする災害は、河川のはん濫による水害及び土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流）とする。なお、地滑りについては、危険性が確認された場合、国や岩手県等が個別箇所ごとの移動量等の監視・観測等の調査を行うこととされており、その調査結果または土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難勧告等を発令することとされている。

なお、竜巻や雷、急な大雨は、積乱雲の急な発達により発生するため、適時的確な避難勧告等の発令が非常に困難であることから避難勧告等の発令対象とはしないこととする。

## 2-3 避難情報の類型と住民に求める行動

類 型	避難が必要な住民に求める行動
避難準備情報 (自主避難)	① 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ② 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備（家族等との連絡、非常用持出品の準備等）をする。 ③ 要配慮者（※）は立ち退き避難を開始する。
避難勧告	① 立ち退き避難する。（指定避難場所、その他安全な場所） ② 建物内の安全な場所に待避する。
避難指示	① 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難する。 ② 避難勧告により避難中の者は、確実な避難行動を直ちに完了する。 ③ 上記において、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる。

※要配慮者・・・高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に配慮を要する者

## 2-4 発令における留意点

避難勧告等の発令については、対象となる災害を、河川の氾濫による水害及び土砂災害とし、それぞれの判断基準は別掲のとおりとするが、運用にあたっては次の事項に留意すること。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等と相互に情報交換を行い、専門的知見からの助言を求めること。

二戸土木センター

盛岡地方気象台

- (2) 河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な情報把握に努めること。
- (3) 巡視等により収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間または暴風の中での避難）など、必ずしも数値等で明確にできないものも含めて、総合的な判断を行うこと。
- (4) 避難勧告等の対象とする避難行動には、「屋内安全確保」も含まれるが、発令に際しては避難の準備や移動に要する時間も考慮すること。

## 3. 土砂災害の避難勧告等

### 3-1 避難勧告の対象とする土砂災害

対象とする土砂災害は、「急傾斜地の崩壊」と「土石流の発生」とする。地滑りについては危険性が確認された場合、国や岩手県等が個別箇所ごとの移動量等の監視・観測等の調査を行うこととされており、その調査結果または土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報を踏まえ、町として避難勧告等を発令することとする。

### 3-2 避難勧告等の対象とする地域

対象地域	説 明
①土砂災害警戒区域	急傾斜地等の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域として知事が指定した区域
②土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造を規制すべき区域として知事が指定した区域
③土砂災害危険区域 (上記①②に準ずる区域)	平成 21 年度に岩手県が行った「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく基礎調査結果（平成 22 年 3 月 19 日岩手県告示第 259 号）において土砂災害の危険性があると示された区域 ○急傾斜地崩壊危険箇所：77 箇所 ○土石流危険溪流箇所：30 箇所 ○地すべり危険箇所：4 箇所
④その他の区域	上記①～③の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域

### 3-3 避難勧告等の対象となる建物・人

上記 3-2 に示した土砂災害の危険性がある区域内の人家等

### 3-4 避難勧告等の発表単位

避難勧告等を発表する単位は、原則として危険区域に該当する地域の「行政区名」又は「旧小学校区単位」で発表するものとし、土砂災害警戒情報を補足するメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域（状況に応じてその周辺区域も含めて）に避難勧告等の発令を検討する。

### 3-5 避難勧告等の発令を判断する情報

情報の種類	判断材料としての取り扱い
①大雨注意報	防災体制の設定準備 避難準備情報の発令検討
②大雨警報（土砂災害）	防災体制（警戒本部）の設定 避難準備情報の発令
③土砂災害警戒情報	避難勧告等の発令
④記録的短時間大雨情報	避難勧告等の発令
⑤大字特別警報（土砂災害）	避難勧告・避難指示の対象地域の再検討
⑥土砂災害警戒判定メッシュ情報	避難勧告等の発令
⑦岩手県土砂災害警戒情報システム	避難勧告等の発令

※⑥、⑦をまとめて「土砂災害警戒情報を補足する情報」と呼ぶ。

※上記のほか、盛岡気象台から発表される気象情報も重要な判断資料として取り扱う。

※上記のほか、次の専門機関へ助言を求めることができる。

○岩手県県土整備部砂防災課

○二戸土木センター

○盛岡地方気象台

【情報収集 HP 等】

○防災情報提供システム（気象台）

○土砂災害警戒情報システム（県砂防災課）

### 3-6 避難勧告等発令の判断基準

避難勧告等	判断基準（いずれかに該当する場合発令を検討する。）
避難準備情報	①大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にかけて大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ③強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方にかけて接近・通過することが予想される場合
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発令された場合 ②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判断基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示	①土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合 ②土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨雨量情報が発表された場合 ③土砂災害が発生した場合 ④山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤避難勧告による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
<b>【留意事項】</b> 1. 台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行うこと。 2. 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令すること。	

3. 夜間においては、河川（小河川及び用水路等を含む）沿いの住民にあっては、上階への移動等、垂直避難を基本とするなど、避難時の安全性についても十分考慮する。

### 3-7 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として、解除を行うものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、解除の判断は慎重に行うこととする。

## 4. 水害の避難勧告等

### 4-1 避難勧告の対象とする水害

対象とする水害は、立ち退き避難が必要な洪水による河川のはん濫とする。

### 4-2 避難勧告等の対象とする地域

避難勧告等の対象は、雪谷川流域及び瀬月内川流域周辺地区を対象とする。

なお、そのほかの小河川等については、予測が非常に困難であることから、基本的には各自の判断で避難行動等を行うものとするが、災害警戒本部の巡視や水防活動等による水防団の情報、住民からの通報等、確実な情報は得られた場合、当該状況に基づき避難勧告等を発令することとする。

### 4-3 避難勧告等の対象となる建物・人

上記 4-2 に示した水害の危険性がある区域内の人家等

### 4-4 避難勧告等の発表単位

避難勧告等を発表する単位は、原則として危険区域に該当する地域の「行政区名」又は「旧小学校区単位」で発表するものとし、観測地点の水位及び上流の気象情報、降雨短時間予報等により避難勧告等の発令を検討する。

### 4-5 避難勧告等の発令を判断する情報

情報の種類		判断材料としての取り扱い
①大雨注意報、大雨警報（浸水害）		防災体制の設定 避難準備情報の発令（参考情報）
②大雨特別警報（浸水害）		避難勧告・避難指示の対象地域の再検討
③台風等を要因とする大雨等の各特別警報		避難勧告等の発令
④洪水注意情報・警報		避難勧告等の発令
⑤水位到達情報 （瀬月内橋観測所） （昭和橋観測所）	水防団待機水位	避難準備情報の発令（参考情報）
	はん濫注意水位	避難準備情報の発令（準備情報）
	避難判断水位	避難勧告の発令（昭和橋観測所のみ）
⑥気象情報		避難勧告等を発令する際の補足情報

※上記のほか、次の専門機関へ助言を求めることができる。

- 岩手県県土整備部河川課
- 二戸土木センター
- 盛岡地方気象台

【情報収集HP等】

- 防災情報提供システム（気象台）
- リアルタイム川の防災情報（国土交通省）
- 岩手県河川情報システム（県河川課）：

4-6 避難勧告等発令の判断基準

発令区分	河川系統	判断基準（いずれかに該当する場合発令を検討する。）
避難準備 情報	瀬月内川	瀬月内橋観測所における水位が、氾濫注意水位である1.5mに達し、なお水位の上昇が見込まれる場合
	雪谷川	昭和橋観測所における水位が、氾濫注意水位である2.3mに達し、なお水位の上昇が見込まれる場合
	共通	漏水等が発見された場合
避難勧告	瀬月内川	・瀬月内橋観測所における水位が、氾濫注意水位である1.5mを越え、河川の氾濫等による住家等の浸水被害の恐れが見込まれる場合
	雪谷川	昭和橋観測所における水位が、おおむね1時間後に避難判断水位である3.3mに達することが予想され、なお水位の上昇が見込まれる場合
	共通	・異常な漏水等が発見された場合 ・避難準備判断基準に達した以降、気象情報及び降水短時間四用等により、さらに急激な水位上昇による氾濫の恐れが見込まれる場合
避難指示	瀬月内川	河川の氾濫により、立ち退き避難が困難になることが予想される場合又は道路の冠水等により住家・集落が孤立する恐れがある場合
	雪谷川	昭和橋観測所における水位が、避難判断水位である3.3mに達し、河川の氾濫により、立ち退き避難が困難になることが予想される場合又は道路の冠水等により住家・集落が孤立する恐れがある場合
	共通	・異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・決壊や越流が発生した場合



#### 【留意事項】

1. 台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行うこと。
2. 消防団（水防団）等から現地情報等を把握して判断を行うこと。
3. 基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令すること。
4. 瀬月内川沿いの和当地地区の惣地保、山内駒木地区、上下尾田地区と雪谷川沿いの軽米駒木地区は特にも巡視活動を強化し、現地情報に基づいた判断が必要となること。
5. 瀬月内川周辺地域の発令には、上流域の九戸村・沢田観測所等の水位・雨量データも加味したうえで判断する必要があること。

#### 4-7 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、水位がはん濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川の氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

### 5. 避難勧告等の情報伝達

#### 5-1 避難勧告等の伝達手段

避難勧告等を住民に伝達する主な手段は次のとおりとする。

- (1) 防災無線（同報系）及び告知放送
- (2) 緊急速報メール（NTTdocomo、KDDI、ソフトバンク）
- (3) かるまいテレビ
- (4) 電話、FAX、登録制メール（いわてモバイルメール）
- (5) 広報車、消防団による広報
- (6) 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かけ

#### 5-2 要配慮者、避難支援関係者等への伝達

要配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者への情報伝達では、障害等の特性に応じた多様な伝達手段を活用し、確実に伝達されるよう努めなければならない。

#### 5-3 避難勧告等発令の報告

避難勧告等を発令したときは、その旨を県知事に報告するとともに、二戸消防署軽米分署及び二戸警察署軽米駐在所に対しても情報伝達する。

○県災害情報集計システム（県への報告）：

○二戸消防署軽米分署：

○二戸警察署軽米駐在所：

## 5-4 避難勧告等の伝達内容

### 5-4-1 土砂災害避難情報の伝達文例

#### (1) 避難準備情報の伝達文例

- こちらは軽米町災害警戒本部です。○時○分に軽米町に大雨警報が発表されました。土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、○時○分に○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難準備情報を発令しました。
- ○○行政区○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わずに避難してください。
- 高齢の方、障害のある方、小さい子供のある家庭は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

#### (2) 避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、こちらは、軽米町災害警戒（対策）本部です。
- ○時○分に軽米町に土砂災害警戒情報が発表され、土壌雨量指数も警戒レベルに達しており、土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分に○○地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- ○○行政区○○地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、ただちに、あらかじめ定めた避難場所へ避難してください。
- 急傾斜地の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れた、なるべく頑強な建物等へ避難してください。

#### (3) 避難指示の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
- こちらは、軽米町災害警戒（対策）本部です。
- ○○地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分、○○行政区○○地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- まだ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へただちに避難してください。外が危険だと判断される場合は、屋内のなるべく傾斜地から離れた高いところに避難してください。

### 5-4-2 水害避難情報の伝達文例

#### (1) 避難準備情報の伝達文

- こちらは軽米町災害警戒本部です。○○地区の瀬月内（雪谷）川の水位が氾濫注意水位に達したため、○時○分に○○行政区の○○地区に、瀬月内（雪谷）川に関する避難準備情報を発令しました。
- ○○地区の方は、気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。

- 高齢の方、障害のある方、小さい子供のある家庭は、あらかじめ定めた避難場所に避難してください。避難に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

## (2) 避難勧告の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、こちらは、軽米町災害警戒（対策）本部です。
- ○○地区の瀬月内（雪谷）川の水位がはん濫の恐れがあるため、○時○分に○○行政区○○地区に瀬月内（雪谷）川のはん濫に関する避難勧告を発令しました。
- ○○行政区○○地区の方は、ただちに、あらかじめ定めた避難場所へ避難してください。外が危険だと判断される場合は、屋内の高いところへ避難してください。

## (3) 避難指示の伝達文例

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令
- ○○地区の瀬月内（雪谷）川の水位が堤防の高さを超える恐れがあるため、○時○分に○○行政区の○○地区に、瀬月内川のはん濫に関する避難指示を発令しました。
- いまだ避難していない方は、ただちに避難してください。外が危険だと判断される場合には、屋内の高いところへ避難してください。
- ○○地区の瀬月内（雪谷）川で、堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○地区の○○道は通行できない状況です。避難中の方は大至急安全な場所に避難してください。